

大江町公告第5条

令和5年度道の駅おおえ再整備工事に係る特定建設工事共同企業体の申請受付を大江町共同企業体運用基準により次のように公告する。

令和 5年 4月 13日

大江町長 松田清隆



1. 工事の概要

発注工種	建築一式
工事名	令和5年度道の駅おおえ再整備工事
施工場所	大江町大字 藤田 地内
工事内容	木造 建築面積：1,486.94m ² 敷地面積：11,948.87m ²
予定期	契約を締結した日から令和 6年 6月28日まで

2. 特定建設工事共同企業体に関する事項（公告日時点）

共同企業体の要件	構成員数	特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）の代表者を含む構成員の数は、2又は3社とする。ただし、協業関係が確保され、円滑な共同施工の確保に支障を生じないと認められる場合に限り、5社までとする。 構成員は、本公告における他の共同企業体の構成員になることはできない。
	資格要件	大江町財務規則第115条第2項に規定する競争入札参加者資格名簿に登載されている者であること。
	業種・等級	代表者は、建設業法第15条の規定に基づく特定建設業の許可を有しての営業年数が5年以上の者であること。
	地域要件	大江町内に建設業法第3条に規定する本店を有する者であること。
	形態及び出資比率	(1)共同企業体の形態は、構成員が共同して工事を行う方式とする。 (2)全ての構成員の出資比率は、均等割の10分の6以上とする。 (3)代表者の出資比率は構成員中最大であること。
	共同企業体の存続期間	(1)本工事の相手方となった者 本工事に係る請負契約の履行完了後3ヶ月を経過した日までとする。 (2)本工事の相手方とならなかつた者 本工事に係る契約の相手方が確定した日までとする。

3. 申請方法及び受付期間等

申請を希望する者は、共同企業体を結成し次に掲げる書類を提出すること。	
提出書類	建設工事入札参加資格審査申請書
	共同企業体協定書
	その他、発注者が必要と認める書類
提出方法	下記の受付期間内に、受付場所に持参すること。
受付期間	令和5年4月13日から令和5年4月28日まで
受付場所	大江町役場総務課財政係